

# 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合など一定の基準を満たす人は、申請により保険料が減免されます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請にご協力をお願いします。

	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
①全額免除	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人(第1号被保険者:介護保険)		
②一部減額	次の(1)~(3)の要件に該当する主たる生計維持者(世帯主)の世帯に属する人(第1号被保険者:介護保険) (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること (2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること(介護保険については要件に含まれません) (3)新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること		
申請方法	①減免申請書、死亡診断書または医師の診断書、②減免申請書、収入状況報告書(後期高齢者は収入申告書)、令和元年の収入状況がわかるもの(源泉徴収票、確定申告書の控えなど)・令和2年の申請時点までの収入状況がわかるもの(給与明細、収支内訳書など)・退職した場合、退職日のわかるもの(離職票、雇用保険受給資格者証など)・事業などを廃止した場合は、廃止日がわかるもの(事業廃止届など)を、〒589-8501大阪狭山市役所保険年金グループ。または必要書類と印鑑を持って直接も可 ※減免申請書は、保険年金グループで配布するほか、郵送による受け取り、市ホームページからもダウンロードできます		市役所高齢介護グループへ問い合わせてください ※申請は、7月中旬に発送する介護保険料の決定通知が届いてから行ってください

**問い合わせ** 保険年金グループ☎349-9470(国民健康保険)、☎349-9472(後期高齢者医療)、大阪府後期高齢者医療広域連合☎06-4790-2028、高齢介護グループ☎349-9416(介護保険)

## 令和2年度年間介護保険料額について

令和2年度の年間介護保険料額は、令和元年中の所得を元に算出し、7月中旬にお知らせします。  
また、令和元年10月の消費税などの引き上げに伴い、13の所得段階のうちの市町村民税非課税世帯の人の令和2年度の年間保険料が、下表のとおり軽減されます。

	所得段階	令和元年度	令和2年度	軽減額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または市町村民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	27,948円	22,359円	5,589円
第2段階	市町村民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	42,854円	33,538円	9,316円
第3段階	市町村民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	54,033円	52,169円	1,864円

**問い合わせ** 高齢介護グループ☎349-9416

## 上水道料金・下水道使用料の減額措置

7月から8月までの検針分の上水道料金および下水道使用料それぞれの基本料金を50%減額します。  
**対象** 市内の上下水道施設の利用者 ※既に福祉減免を受けている人、臨時で開栓中の人は除く

減額内容	減額内容	
	上水道	下水道
	946円	990円

**問い合わせ** 上下水道部経営企画グループ☎366-0011

## ひとり親世帯への臨時特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに対する負担の増加や収入の減少など、低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、臨時特別給付金を支給します。

**■基本給付**  
**対象** ①6月分の児童扶養手当が支給される人 ②公的年金(遺族年金・障がい年金、老齢年金、遺族補償など)を受給しており、6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人 ③新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、児童扶養手当を受給している人と収入が同じ水準となっている人 **給付額** 1世帯5万円、第2子以降1人に

つき3万円  
**■追加給付**  
**対象** 基本給付対象の①、②に該当する人で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している人 **給付額** 1世帯5万円  
**申請方法** 基本給付対象の①は申請不要(児童扶養手当が支給される口座に振り込みます)。基本給付対象の②・③および追加給付については、必要書類を、〒589-8501大阪狭山市役所子育て支援グループへ郵送または直接。8月1日(土)~令和3年2月26日(金)必着 ※必要書類など、詳しくは8月号広報誌でお知らせします

**問い合わせ** 厚生労働省ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター☎0120-400-903、子育て支援グループ☎366-0011

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

**■児童扶養手当**  
ひとり親家庭の生活の安定と自立を進めることや、児童の健全育成を目的とした制度です。次のいずれかに該当する児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで、または政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の児童)を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人(児童と同居し、監護し、生計が同じであること)が対象です。ただし、下表のとおり所得制限があります。申請が必要です。  
●父母が婚姻を解消した児童 ●父または母が死亡した児童 ●父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 ●父または母の生死が明らかでない児童 ●父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 ●父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ●母が婚姻によらないで出産した児童 ●棄児などで父母がいるかいないか明らかでない児童 ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童  
ただし、次のいずれかに該当するときは受給できません。  
●父または母、養育者および対象児童の住所が日本国内に

ないとき ●対象児童が里親に委託されているとき ●対象児童が父または母の配偶者(内縁関係にある者を含み、障がいの状態にある人を除く)に養育されているとき ●対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所しているとき  
**●今月は児童扶養手当の支払い月です** 5月~6月分の児童扶養手当を10日(金)に支払います。住所変更や婚姻などで状況が変わった場合は、速やかに届け出てください。

**■特別児童扶養手当**  
障がい児のいる家庭を援護し、児童福祉の推進を図ることを目的とした制度です。20歳未満で、精神または身体に障がいのある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人(児童と同居し、監護し、生計が同じであること)が対象です。ただし、下表のとおり所得制限があります。申請が必要です。

また、次のいずれかに該当するときは受給できません。  
●父または母、養育者および対象児童の住所が日本国内にないとき ●対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所しているとき ●対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき

扶養親族などの人数	所得制限限度額(円未満)		
	父または母、養育者 全部支給	一部支給	孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

扶養親族などの人数	所得制限限度額(円未満)	
	請求者	配偶者、扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円

**問い合わせ** 子育て支援グループ☎366-0011

## マイナポイントの申し込みが始まります

受け付けは、令和3年3月31日(水)まで  
※予算の上限に達し次第、終了する可能性があります

消費活性化対策として国が行うマイナポイントの申し込みが1日(水)から始まります。

### ■マイナポイントの仕組み

マイナンバーカードを取得し、マイナポイントの予約・申し込みをしてから、9月以降に、選択したキャッシュレス決済サービスで買いものまたはチャージをした人に対して、決済額またはチャージ額の25% (一人当たり最大5千円分) がマイナポイントとして還元されます。

### ■マイナポイントの予約(マイキーIDの発行)・申し込み(キャッシュレス決済サービスの登録)手順

①スマートフォン(マイナポイントアプリ対応)にアプリを



インストール、またはパソコンで専用サイト「マイキープラットフォーム」にアクセス

②スマートフォンまたは公的個人認証サービス対応のICカードリーダーでマイナンバーカードを読み取り

③マイナンバーカード受け取り時に設定した4桁の暗証番号を入力 ※暗証番号がわからない場合は、市役所市民窓口グループまたはニュータウン連絡所で再設定してください

④予約完了後マイキーIDが自動で発行され、ポイントの付与を希望するキャッシュレス決済サービスを選択し申し込み市民窓口グループ、ニュータウン連絡所でもマイナポイントの手続きの支援を行っています。

問い合わせ 総務省マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178、市民窓口グループ ☎349-9480

## 地域包括支援センターニュータウンサテライトを開設しました

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えるために事業を実施しています。

(ニュータウンサテライト)を開設しました。

開所時間 月～金曜日午前9時～午後5時30分(土・日曜日、祝日など休日を除く。ただし、第1・第3土曜日は午前中のみ受け付け)

7月から新たに、ニュータウン連絡所内に相談窓口

問い合わせ 地域包括支援センターニュータウンサテライト ☎366-5566

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

### ■被保険者証が変わります

8月から、後期高齢者医療被保険者証が薄緑色のものになります。新しい被保険者証は、7月下旬までに送付します。有効期限は令和3年7月31日(土)までの1年間です。新しい被保険者証(薄緑色)は、届いたときから使用できます。また、現在の被保険者証(橙色)の有効期限は、31日(金)までです。新しい被保険者証(薄緑色)が届いたら、市役所保険年金グループへ返却するか破棄してください。年度途中で負担割合や住所などに変更があった人で、現在も古い被保険者証を持っている場合は保険年金グループへ返却してください。

証)を医療機関の窓口で提示すると、医療費や食事代の負担が軽減されます。住民税非課税世帯に属する被保険者が対象です。現在、対象者に交付している減額証の有効期間は31日までです。引き続き対象となる被保険者には、8月1日(土)から有効となる減額証を7月下旬に送付します。

②後期高齢者医療限度額適用認定証(限度証)を医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担限度額が適用されます。現役並み所得者で、課税所得が145万円以上690万円未満の被保険者および同じ世帯に属する被保険者が対象です。現在、対象者に交付している限度証の有効期間は31日までです。引き続き対象となる被保険者には、8月1日から有効となる限度証を7月下旬に送付します。

※それぞれの対象者で、現在交付を受けていない被保険者は、保険年金グループで随時申請できます。

### ■後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の更新について

①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額

問い合わせ 大阪府後期高齢者医療広域連合事務局 ☎06-4790-2028、保険年金グループ ☎349-9472

# それ、特殊詐欺かも!?

市内で多くの詐欺電話がかかってきています

### ■アポ電

特殊詐欺をするときに、事前に電話をかけ、息子や金融機関職員などになりすまして、相手の家族のことやお金の額を確かめる電話のことです。警戒していても、犯人は言葉巧みに皆さんをだまそうとしてきます。また、最近は新型コロナウイルス感染症に関する詐欺も発生しています。

### ■様々な特殊詐欺

オレオレ詐欺 親族などを名乗り、「会社の金で株をやった。お金が必要だ。無理なら会社をクビになる」などと言って、現金をだまし取る

預貯金詐欺 警察官、銀行協会職員、役所の職員などを名乗り、「キャッシュカードの交換手続きが必要です」などと言って、暗証番号を聞き出しキャッシュカードなどをだまし取る

架空料金請求詐欺 有料サイトの未払い料金などについて、「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります」などとメールやはがき(封書)で知らせ、金銭などをだまし取る

### ■還付金詐欺

医療費、税金、保険料などについて、「還付金があるので手続きしてください」などと言って、被害者にATMを操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させる

### ■キャッシュカード詐欺盗

警察官や銀行協会、大手百貨店などの職員を名乗り、「キャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにする」などと言って、隙を見てキャッシュカードをすり替えるなどして盗み取る

### ■特殊詐欺の被害にあわないために

「自分は大丈夫」と思わずに、◎不審な電話があった場合は、本人(息子や孫など)や関係行政機関などに必ず確認する ◎振り込む前に、家族や友人などに相談する ◎ATMを操作する前に、銀行の職員やコンビニの店員などに相談するなど、慌てず冷静に考えることが大事です。不審な電話を受けたときは、黒山警察署に相談してください。



### ☎自動通話録音装置を貸与しています☎

市では、被害を抑止する効果が期待できる自動通話録音装置の無償貸与を行っています。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ 黒山警察署 ☎362-1234、防災・防犯推進室 ☎366-0011

## 労働保険料などの申告・納付期限が延長されました

申請は  
8月31日(月)まで

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料などの申告期限・納付期限(年度更新期間)が8月31日(月)まで延長されました。また、新型コロナウイルス感染症の影響に

より、事業に係る収入に相当の減少があった事業主は、申請により労働保険料などの納付を1年間猶予することができます。詳しくは厚生労働省ホームページを確認してください。

問い合わせ 羽曳野労働基準監督署 ☎956-7161

## 新型コロナウイルス感染症に関連した差別は決してあってはなりません

新型コロナウイルス感染症に関連した感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。不当な差別、偏見、いじめなどの被害にあった人からの人権相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まず相談してください。

■みんなの人権110番 ☎0570-003-110

■子どもの人権110番 ☎0120-007-110

■女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 受付時間 月～金曜日午前8時30分～午後5時15分

法務大臣メッセージ  
YouTube



問い合わせ 大阪法務局人権擁護部第三課 ☎06-6942-9492

# 夏の資源化物の回収

夏は、資源化物(缶・びん・ペットボトル・牛乳パックなど)の排出量が増加します。正しい方法で排出してください。下表の協力店でも回収しています。

■缶・びん ①水で洗う ②つぶさずリサイクルボックスに入れる ③袋に入れない ④袋をリサイクルボックスにくくりつけない ⑤時間帯を考慮し、付近の迷惑にならないよう静かに入れる

資源回収協力店	所在地	牛乳パック	ペットボトル	発泡スチロール・トレイ
コノミヤ狭山店	大野台二丁目1-17	○		○
マツゲン大阪狭山店	大野台二丁目1-58	○	○	○
サンプラザパストさやま店	狭山五丁目2342-1	○		○
イオン金剛店	半田一丁目35-1	○	○	○
サンプラザ金剛店	半田一丁目252-3	○		○
オークワ狭山店	茱萸木三丁目153-z1	○	○	○

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011

# 1日(水)からレジ袋が有料化

プラスチックは、成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献している非常に便利な素材です。

一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、1日(水)から、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋が有料化されます。

市でも「おおさかさやまプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみの削減に向けて取り組んでいます。これを機会に、マイバッグの持参やレジ袋の再利用など、工夫して私たちのライフスタイルを見つめ直しましょう。

問い合わせ 経済産業省 ☎0570-080180(消費者向け)、☎0570-000930(事業者向け)、生活環境グループ ☎366-0011

# 地域子育て支援事業「子育てひろば“くみのき”」を実施します

市では、保護者の子育ての不安や負担を少しでも軽減できるよう、就学前の子どもと保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で交流を図ることを目的として、地域子育て支援拠点事業を実施しています。

休止していた旧くみの木幼稚園における事業を1日(水)から再開します。

開設日時 月～金曜日午前10時～午後0時、午後1時～4時(土・日曜日、祝日など休日を除く) 対象 乳幼児と保護者、妊婦 ※新型コロナウイルス感染症対策として一部利用を制限しています。利用する際は、大人は必ずマスクを着用してください。また、入室前に検温と問診を行います 事業者 大阪いずみ市民生活協同組合

問い合わせ 子育て支援グループ ☎366-0011

7月の燃えるごみは、**ごみシールを貼ってください** ※1日(水)のみ、ごみシールが不要です。  問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011

# エコ川柳コンテスト

募集期間は  
22日(水)～8月31日(月)

地球環境問題を身近なものとしてとらえ、環境の大切さを再認識するきっかけづくりとして実施するコンテストです。日常生活の中で実践している地球にやさしい取り組みや、環境に関して普段感じていることを川柳にして表現してみませんか。エコに取り組んでいる様子を表現したり、思わず笑ってしまうような、楽しい作品をお待ちしています。入賞者には賞状と記念品を贈呈し(11月下旬予定)、入賞作品は広報誌や市ホームページなどで公表します。

テーマ 省エネルギー、節電、地球温暖化防止、リサイクルなどエコに関連するもの 対象者 応募作品などを広報誌や市ホームページへ掲載することに同意できる人 対象

作品 応募者本人が創作した未発表作品で、ほかのコンテストなどに応募していないもの(発表済みまたは著しく似ていると判断した作品は無効)。1人1作品(複数作品を応募した場合は最初に提出した作品を応募作品とする) ※標語ではありません 応募方法 市役所生活環境グループ、市民活動支援センター、ニュータウン連絡所で配布する応募用紙を、〒589-8501大阪狭山市役所生活環境グループ。ファクシミリ(FAX367-7953)、電子メール(eco@city.osakasayama.osaka.jp)または直接も可 ※応募用紙は、市ホームページからもダウンロード可 募集期間 22日(水)～8月31日(月)必着

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011

# 夏の害虫対策を

## ■蚊の発生対策

海外では病原体を持った蚊に刺されることにより感染するデング熱やジカウイルス感染症などの「蚊媒介感染症」が流行しています。また、発症している海外からの渡航者や帰国者が日本で蚊に刺されると、その蚊によって国内でほかの人へ感染が広がる可能性があります。昨年は大阪府で53人がデング熱を発症しました。今の時期から、蚊が発生しないよう対策をお願いします。

幼虫対策(9月ごろまで) ①ボウフラの発生源をなくすため、庭先、家の周りなどには雨水がたまる植木鉢の受け皿やバケツ、ペットボトルなどを放置しない

成虫対策 ①まめに草を刈り、蚊が潜む場所を減らす 蚊に刺されないために ①防虫網などで蚊の侵入を防ぐ ①草むらなどに入るときは肌を露出しないように、長袖、長ズボンを着用する ①虫よけスプレーや蚊取り線香を併用する

## ■マダニに注意

マダニは草むらなどの茂みに生息しています。褐色で体長は1～4mmですが、血を吸うと1円玉ぐらいの大きさになります。マダニに咬まれてSFTS(重症熱性血小板減少症候群)や日本紅班熱などの感染症にかかった例が全国で報告されています。ウォーキングや山登り、山菜取りで野山に行くときにはマダニに咬まれないよう、次の点に注意してください。

①長袖、長ズボンを着用し、肌の露出を少なくする ②家に入る前に上着などを脱ぎ、マダニを持ち込まないようにする ③帰った後は、すぐに入浴し、体にマダニなどがついていないか確認する ④マダニに咬まれたら、すぐに医療機関(皮膚科など)で取ってもらう ※無理に引き抜くと皮膚内にマダニの一部が残る、マダニの体液が逆流します。発熱、頭痛などの症状がある場合は医療機関に相談してください

蚊が媒介する感染症	潜伏期間※	症状
ジカウイルス感染症	2～12日	発熱、発疹、関節痛、結膜炎など。症状が軽いか無症状であることも多い。妊婦が感染すると、胎児の小頭症を引き起こすことがある
デング熱、チクングニア熱	2～15日(多くは3～7日)	突然の高熱(38度以上)、頭痛、筋肉痛、関節痛、発疹、結膜炎など
熱帯熱マラリア	1～3週間	発熱、悪寒、震え、頭痛、全身倦怠感、腹部症状や咳、重症では脳症など
そのほかのマラリア	10日～4週間	
日本脳炎	6日～2週間	発熱、下痢、腹痛、全身倦怠感、意識障がい、けいれんなど

※潜伏期間とは蚊などに刺されてから症状が出るまでの期間

問い合わせ 保健センター ☎367-1300、生活環境グループ ☎366-0011